

多摩市 女と男がともに 生きる行動計画

男女平等と自立に
支えられた
男女共同参画社会
の実現に向けて

推進状況評価報告書
(平成 23 年度)

多摩市

目 次

	頁
1 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画改定の趣旨	3
(2) 計画の基本理念	4
(3) 計画改定にあたっての重点課題	4
(4) 計画の基本目標	6
(5) 施策、事業の目標管理	7
2 計画の枠組み	9
(1) 計画の性格	11
(2) 計画の対象	11
(3) 計画期間	11
(4) 計画の体系	12
3 計画の評価	15
行動計画の評価について	17
平成 23 年度女と男がともに生きる行動計画推進状況評価における提言書 （多摩市男女共同参画社会推進協議会）	19
推進状況における評価全般について	23
平成 23 年度課題別推進状況書（成果測定指標・目標管理事業）	25
基本目標 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	30
基本目標 2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習	32
基本目標 3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり	36
基本目標 4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり	42
基本目標 5 特に困難な状況にある人々への支援	46
基本目標 6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進	48
4 推進状況内訳書	51
基本目標 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	55
基本目標 2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習	63
基本目標 3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり	69

基本目標 4	女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり	79
基本目標 5	特に困難な状況にある人々への支援	92
基本目標 6	男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進	95
5	平成 23 年度 各種委員会等における女性の割合	99
6	検討経過・委員名簿	
(1)	多摩市男女共同参画社会推進協議会	101
(2)	多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議	103
7	資料	
(1)	多摩市男女共同参画社会推進協議会設置要綱	104
(2)	多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱	105

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画改定の趣旨

男女平等・男女共同参画の実現に向けた世界的潮流の契機となったのが、国際連合を中心とした「国際女性年」（1975年）と「国連女性の十年（1976年～1985年）」における女性の地位向上に向けた取り組みです。1979年に国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」）が採択され、1985年に日本もこれを批准して、男女雇用機会均等法（1985年）などの法整備が行われ、国および各自治体では男女平等施策を総合的に進めるための計画が順次策定されました。

こうした流れの中、本市では、昭和59（1984）年に発足した「多摩市婦人問題懇話会」からの提言等をもとに、他市に先駆けて昭和61（1986）年に「多摩市婦人行動計画」を策定し、その後、平成6（1994）年には「女と男がともに生きる行動計画」として計画を改定、さらに、平成13（2001）年の計画改定と平成18（2006）年の計画中間期での見直しを経て、20年余にわたり、市民の皆さんとともに取り組みを推進してきました。

本計画は、前計画の基本理念を継承しながら、社会状況の変化等を踏まえて諸施策の再構築を図り、もって、男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するための市の基本的な方針として策定します。また、今般の改定にあたり、本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」）に基づく市の基本計画を包含する計画として位置づけます。

(2) 計画の基本理念

日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念とし、男女差別をはじめとする一切の差別を禁止するとともに、すべての国民の法の下での平等と個人としての尊厳を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。この理念は、世界人権宣言（1948年）や女性差別撤廃条約などにも共通する理念です。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別による固定的な役割分担は、人々の意識や社会の仕組みに深く浸透して、家庭や学校、職場、地域社会など様々な場における女性の経済的自立や参画、また、男性の生活的な自立を妨げてきました。

本計画は、こうした性別による固定的な役割分担の解消をめざし、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、さまざまな取組みを推進します。

(3) 計画改定にあたっての重点課題

今般の計画改定にあたり、市民と学識者で構成する「多摩市女と男がともに生きる行動計画改定市民会議」からいただいた提言（平成22（2010）年11月）では、急激に変容しつつある家族や社会の状況等を踏まえながら、今後10年後、20年後の社会や地域の姿を展望して今後の取組みを進めていく重要性が特に指摘されました。

これらを踏まえ、計画改定にあたっては、特に以下の4点を重点課題と位置づけて推進します。

1 政策・方針決定過程への男女共同参画

現状では、市政運営や地域社会における方針決定過程への女性の参画が男性と同等に達成されているとは言い難い状況にあることから、参画を阻むバリア（障壁）の分析や、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）も含めて強力かつきめ細かく推進します。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力が、配偶者間や恋人同士など単に当事者間の個人的な問題ではなく重大な人権侵害であることが認知され顕在化してきました。こうした状況等を踏まえ、本計画は、DV防止法に基づく市の基本計画を含めた計画と位置づけて取組みを推進します。

3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担を基底とした社会構造や意識が女性だけでなく男性にとっても大きな負荷になっていること等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点で取組みを推進します。

4 特に困難な状況におかれている人々への対応

特に女性の場合、出産・育児等による仕事の中断、再就職しても非正規にならざるを得ない等から、より深刻な貧困問題が生じています。男性の場合は、高齢化等に伴う家事や介護問題が深刻になりつつあります。こうした、性別による役割分担に根ざした諸問題について、市民に最も身近な自治体として、特に困難な状況にある人々への対応を図ります。

(4) 計画の基本目標

本計画は次の6つの基本目標を掲げ、推進します。

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策や方針を決定する場に男女がバランスよく参画していることが、男女平等・男女共同参画社会を実現するための必須要件であることから、本計画の最も重要な目標として市政運営や地域活動における方針決定過程への男女共同参画を推進します。

2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習

「男だから、女だから」「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別による固定的な役割にとらわれない意識を、市民一人ひとり、また、次世代を担う子どもたちに広げていきます。

3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり

性の違いによらない人権の尊重、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント^注など、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを推進します。

4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり

10年後、20年後の社会や地域を展望すると「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が重要なキーワードになると考えられます。男女ともに働きやすく生活しやすい活力ある社会や地域の形成に向け、企業への働きかけ等も含めて推進します。

5 特に困難な状況にある人々への支援

仕事の中断や非正規雇用等の背景から特に母子世帯や高齢女性単身世帯等での貧困問題が深刻化しています。男性の場合、高齢化等に伴い男性自身が家事や介護問題に直面し孤立する等が社会問題化しています。国や東京都とも連携を図りながら、こうした性別役割分担に起因して特に困難な状況にある人々への対応を図ります。

6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

本計画が実効性のあるものになるよう、成果測定指標や目標管理事業を定めて進行管理を行いながら推進します。また、市行政はもとより、市民および関係機関等との協働、連携を推進・促進し、市全体で総合的に取組みを推進します。

(5) 施策、事業の目標管理

1 成果測定指標

計画の課題ごとに、計画期間の中間年度（平成27年度）と最終年度（平成32年度）における成果測定のめやすとなる「成果測定指標」を定めて取組みを推進します。

2 目標管理事業

特に力を入れて取り組む事業や推進状況の目安となる事業を「目標管理事業」と位置づけ、5年後の平成27年度までの目標管理を行いながら推進します。

2 計画の枠組み

(1) 計画の性格

- ① 本計画は、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、市の基本方針を示した計画です。
- ② 本計画は、「第五次多摩市総合計画」の個別計画として位置づけられます。
- ③ 本計画は、「男女共同参画社会基本法」およびDV防止法を踏まえた計画として策定しています。特に、平成20（2008）年のDV防止法改正の主旨を踏まえ、本計画中の「基本目標3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり」における「課題1 女性の人権の尊重」および「課題2 女性に対する暴力の根絶と人権擁護のしくみづくり」を、DV防止法に基づく本市の基本計画として位置づけます。
- ④ 本計画は、「多摩市女と男がともに生きる行動計画改定市民会議」からの提言(平成22（2010）年11月)の内容を尊重した計画です。

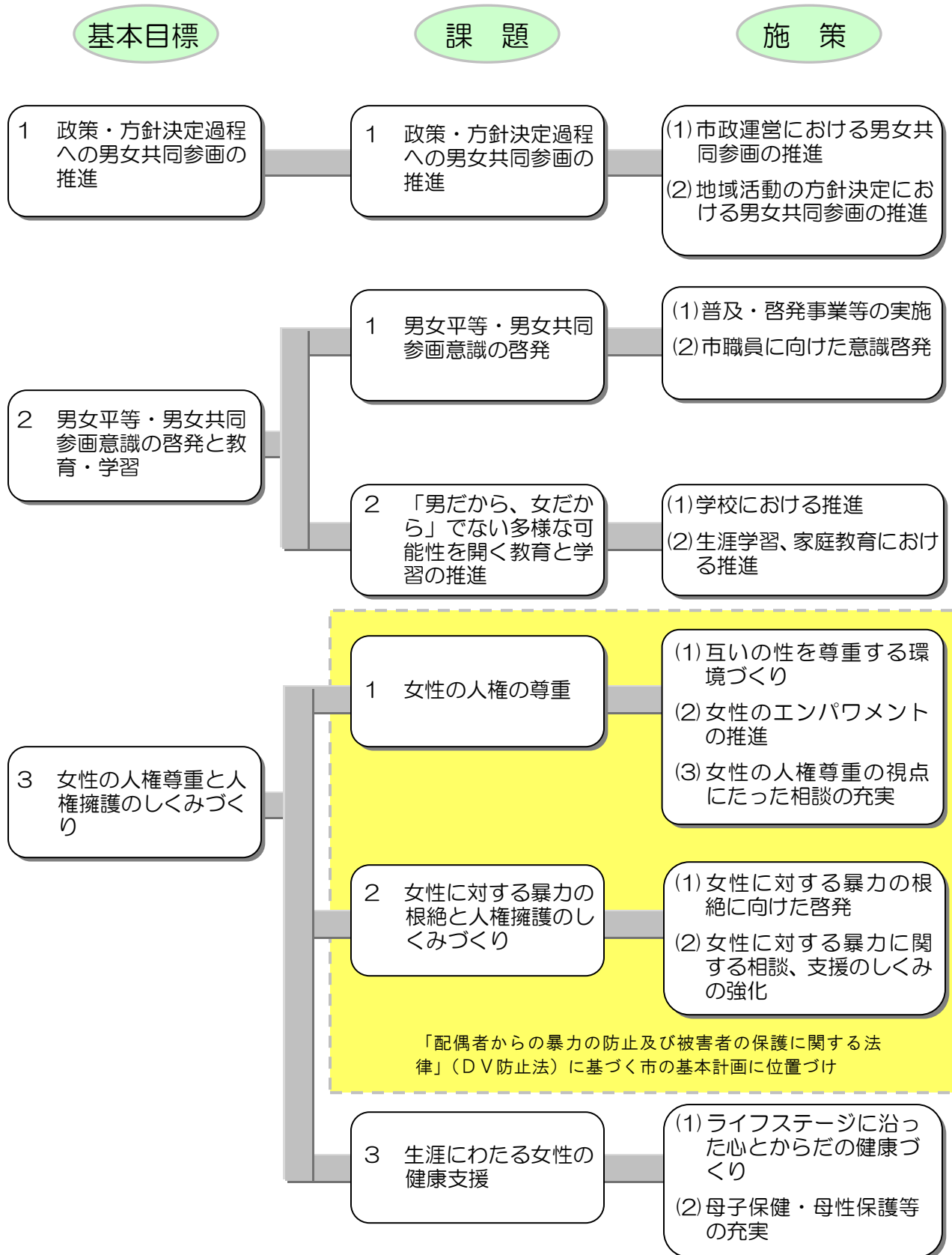
(2) 計画の対象

本計画は、多摩市に住み、学び、働き、活動するすべての市民を対象とし、市民が主体的に参画することで実現する多摩市行動計画です。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とし、社会状況等の変化に的確に対応するため、5年後に必要な見直しを行います。

(4) 計画の体系



基本目標

課題

施策

4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり

1 男女平等の就労環境整備

- (1) 働く場における男女平等の推進
- (2) 女性の就職や再就職の支援

2 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- (2) 男女で担う子育て、介護への支援

5 特に困難な状況にある人々への支援

1 特に困難な状況にある男女の自立支援

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 男女高齢者等の生活安定に向けた支援
- (3) 特に困難な状況にある外国人女性等への支援

6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

1 女と男がともに生きる行動計画の総合的な推進

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) TAMA女性センターの充実
- (3) 市民参画、市民協働による推進
- (4) 市民とともに推進する仕組みの強化
- (5) 国、都、関係機関との連携
- (6) 計画の進行管理

